

農地除染対策実証事業		施策番号202
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	62	農林水産省
章	第4	
節	4	作成年月
項	(1)	平成25年5月
目	ア①	
予算措置の状況		
<p>【平成23年度(第3次補正)】</p> <p>・農地除染対策実証事業 2,200百万円【一般会計】</p>		
施策の内容		
<p>○開発された農地除染技術を様々な現地条件において工事実施レベルで実証し、作業手順、施工方法、安全な作業工程、除染効果等を検証し、農地除染対策の技術書としてとりまとめ。</p>		
施策の進捗状況及び今後の予定		
<p>○福島県飯舘村及び川俣町の農地40haを対象に、表土削り取りなどの農地除染技術の実証工事を実施し、事業の成果を農地除染対策の技術書として取りまとめ、公表。</p>		

農地土壌の放射性物質濃度分布図の作成		施策番号203
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	62	農林水産省
章	第4	
節	4	作成年月
項	(1)	平成25年5月
目	ア①	
予算措置の状況		
<p>【平成25年度】</p> <p>・放射性物質測定調査委託事業 22百万円【復興特会】</p>		
施策の内容		
<p>○福島県の生産者ほ場を対象に、農地土壌等の放射性核種の濃度を測定し、農地土壌の放射性物質濃度の推移を把握する。</p>		
施策の進捗状況及び今後の予定		
<p>○東電福島第一原発事故の発生に伴い、15都県、約3,400地点(うち福島県 約2,200地点)の農地土壌の放射性物質濃度を調査し、その結果を平成24年3月に公表。</p> <p>○平成24年度においても補足的な調査を行い、農地の除染など今後の営農に向けた取組を進めるため、農地土壌の放射性物質の分布について調査を実施。</p> <p>○平成25年度についても引き続き調査を実施中。</p>		

ため池等汚染拡散防止対策実証事業		施策番号203-2
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	62	農林水産省
章	第4	
節	4	作成年月
項	(1)	平成25年5月
目	ア①	
予算措置の状況		
<p>【平成24年度(補正)】</p> <p>・ため池等汚染拡散防止対策実証事業 700百万円【復興特会】</p> <p>【平成25年度】</p> <p>・ため池等汚染拡散防止対策実証事業 1,930百万円【復興特会】</p>		
施策の内容		
<p>○ため池等の農業水利施設の水質・底質の放射性物質汚染状況のモニタリング調査を行い、分布や動態の傾向の分析を行うとともに、農業水利施設等からの放射性物質の拡散を防止する対策工の検討・実証を行う。</p>		
施策の進捗状況及び今後の予定		
<p>○専門家の助言を得つつ、ため池等の農業水利施設のモニタリング調査を実施するとともに、汚染拡散防止対策工を効果的に実施。その成果を汚染拡散防止技術対策の技術書としてとりまとめ、公表。</p>		

放射性物質汚染廃棄物処理事業		施策番号204
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	62	環境省
章	第4	
節	4	
項	(1)	作成年月
目	ア①	平成25年5月

予算措置の状況

【平成24年度(補正)】  
農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業:10,427百万円の内数【復興特会】  
【平成25年度】  
放射性物質汚染廃棄物処理事業:97,100百万円の内数【復興特会】

施策の内容

○放射性物質により汚染された対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を迅速に処理し、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する。  
○対策地域内廃棄物及び指定廃棄物に該当しない8,000Bq/kg以下の廃棄物についても、処理が促進されるよう取り組む。

施策の進捗状況及び今後の予定

○福島県鮫川村において、村内の指定廃棄物等を処理する実証事業を実施すべく、仮設焼却施設を建設中。  
○平成24年度補正予算において、処理が滞っている一般廃棄物となる農林業系廃棄物の処理に必要な費用を補助するための事業を措置。既存施設での焼却が比較的容易なものについては、当該事業を活用した処理を関係自治体等に働きかける。  
○今後も、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処分が進展するよう、関係自治体等の協力を得ながら、関係省庁と連携して取り組んでいく。

放射性物質に汚染された土壌等の除染の実施		施策番号205
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	62	環境省
章	第4	
節	4	作成年月
項	(1)	平成25年5月
目	ア①	

#### 予算措置の状況

【平成25年度】

・放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施 497,796百万円【復興特会】

#### 施策の内容

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質によって環境の汚染が生じ、周辺地域住民の多くが不便な避難生活、不安な日常生活を強いられている。

本事業では、放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるため、放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づいて策定された基本方針等に即して、

- ①除染特別地域における生活圏の除染の推進
- ②除染特別地域における除去土壌等の減容化
- ③除染特別地域における除去土壌等の仮置き
- ④除染特別地域における除染実施後の放射線量の監視
- ⑤線量が相当高い地域における除染実証事業
- ⑥地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置
- ⑦正確かつ分かりやすい情報発信等を行う。

#### 施策の進捗状況及び今後の予定

○国が直轄で除染を実施する除染特別地域については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、対象となる11市町村(※)のうち、9市町村(田村市、南相馬市、楡葉町、川内村、飯舘村、川俣町、葛尾村、浪江町、大熊町)において特別地域内除染実施計画を策定し、そのうち、田村市、楡葉町、川内村、飯舘村、川俣町、葛尾村については本格的な除染作業を実施している(平成25年5月現在)。

特別地域内除染実施計画が未策定の町においても、計画の策定に向け、調整を進める。  
 ※楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村、並びに田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域

○市町村が中心となって除染を実施する除染実施区域についても、順次計画が策定されて除染が進んでおり(平成25年3月29日現在94市町村)、これらの地域においても、引き続き必要な財政的・技術的措置を図る。